

騒音に係る環境基準の地域類型の指定

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項の規定に基づく環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成 5 年政令第 371 号）第 2 条の規定により、市長が指定する騒音に係る環境基準を適用する地域及びその地域の類型による区分は、次のとおりとし、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

なお、関係図面は、小平市役所環境部に備え置いて一般の縦覧に供する。

1 環境基準を適用する地域

小平市の区域

2 平成 10 年環境庁告示第 64 号に基づく地域の類型による区分

地域の類型	該当地域
A	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 9 条第 1 項から第 4 項までに定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びにこれらに接する地先及び水面
B	都市計画法第 9 条第 5 項から第 7 項までに定められた第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により用途地域の定められていない地域並びにこれらに接する地先及び水面
C	都市計画法第 9 条第 8 項から第 11 項までに定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに接する地先及び水面

平成 24 年 3 月 23 日

小平市長 小林 正 則